

衛生センター運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル

募集要項

令和8年7月

北薩広域行政事務組合

北薩広域行政事務組合（以下「本組合」という。）は、衛生センター運転管理業務について委託することとし、その受注事業者を選定するにあたり、下記のとおり公募型プロポーザルを実施する。

記

1 業務委託の名称

衛生センター運転管理業務委託

2 業務の目的

本業務は、北薩広域行政事務組合衛生センターの運転管理業務（以下「本業務」という。）を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

3 公募型プロポーザルにより受注者を選定する理由

本業務の遂行にあたっては、し尿処理施設に関する幅広い知識及び専門能力を有することが必要である。

そこで、本業務の受注者を選定するにあたり、価格のみによる競争では目的を達成できないおそれがあることから、企画力、技術力、専門性、実績等を有した者を選定することができる公募型プロポーザルを採用するものである。

4 事務局

北薩広域行政事務組合 総務課 施設整備係

〒899-0501 出水市野田町上名 7918 番地 1

T E L 0996-68-8856 F A X 0996-68-8754

メールアドレス seibi@hokusatukouiki.jp

5 業務の概要

(1) 施設の概要

施設名称 衛生センター

所在地 出水市高尾野町下水流 3861 番地

主要施設 し尿処理施設

(2) 業務の内容

本業務は、施設の運転管理、清掃、点検・記録及び敷地内外の環境整備等を行うものとする。

なお、詳細については、別途発注仕様書で示すものとする。

6 業務履行期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2か年契約）

7 委託料

(1) 委託料上限額

各年度委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む）は、下表のとおりとする。

年度	委託料上限額 (消費税及び地方消費税額を含む)
令和9年度から令和10年度まで	27,100,000 円／年度

(2) 委託料の見直し

発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、別紙1のとおり令和10年度の委託料を見直すことができる。

8 最低制限価格 無

9 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、本業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は2若しくは3者の企業によって構成される共同企業体（以下「応募共同企業体」という。）とする。また、応募者は、応募企業又は応募共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）が本業務を遂行する上で果たす役割等を明らかにするものとする。

イ 応募共同企業体は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。

ウ 応募企業又は応募共同企業体の構成員は、鹿児島県内に本業務に係る契約を締結できる本店、支店又は営業所を有していること。

エ 応募共同企業体の構成員の変更及び追加並びに削減は認めない。

オ 応募共同企業体の構成員は、他の応募共同企業体の構成員となることはできない。

なお、応募共同企業体の構成員は、単体企業として本業務に応募することはできない。

カ 応募共同企業体による応募の場合は、委託業務共同企業体協定書（別紙見本による。）を参加表明書と同時に提出すること。

(2) 応募者の参加資格要件

応募企業又は応募共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たさなければならない。ただし、カの要件は、応募共同企業体にあつては、構成員のいずれかが運転管理実績を有していること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 公告の日から契約締結の日までの間に、本組合物品調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成25年告示第12号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 応募企業又は応募共同企業体の構成員は、本組合の令和7年度・令和8年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

カ 一般廃棄物処理施設のし尿処理施設又は汚泥再生処理施設において、知識や技術力のほか運転保守管理に関するノウハウを有し、3年以上継続して運転管理業務の実績があること。ただし、国、地方公共団体等が発注し、平成28年4月1日以降に完了又は現在履行中の業務実績に限る。

なお、共同企業体での実績は当該共同企業体の代表企業としての実績に限るものとする。

(3) 有資格者の配置

本業務を適正かつ円滑に運営するため、別に定める発注仕様書に記載の実務経験及び資格を有する者を、必ず配置すること。ただし、同一人が複数の資格を兼ねて良いものとする。

(4) 資格確認基準日等

ア 応募資格審査の資格確認基準日は、参加表明書の提出日とする。

イ 資格確認基準日から契約締結までに、応募企業又は応募共同企業体の構成員が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、当該応募企業又は応募共同企業体は失格とする。

ウ 配置予定従事者は、資格確認基準日において参加表明書【様式1】に記載された応募企業又は応募共同企業体を構成する企業の従業員でなければならない。

10 プロポーザル審査委員会

プロポーザル審査は、別に定める「運転管理業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。

なお、審査委員会の委員については、審査における公平性及び透明性を確保するため、プロポーザル審査終了後に公表するものとする。

11 失格要件

次の要件にひとつでも該当する場合には失格とする。

- (1) 「9 応募者の参加資格要件等」の要件を満たさない又は満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類（添付書類含む。）が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査委員会の委員、事務局又はその他関係者にプロポーザルに対する助言を求めることや直接、間接を問わず不正な接触を行った場合
- (5) 見積額に消費税及び地方消費税相当分の額を含めた額が、「7 委託料 (1) 委託料上限額」に記載の額を超えている場合
- (6) 運転管理業務委託内訳書に記載された合計金額が、見積書に記載された金額と異なる場合
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合
- (8) その他本募集要項に違反するなど審査委員会が不適切と認めた場合

12 スケジュール（予定）

(1) 公告	令和8年 7月 14日（火）
(2) 応募申請及び募集要項等に係る質問書の受付開始	令和8年 7月 15日（水）
(3) 応募申請及び募集要項等に係る質問書の提出期限	令和8年 8月 3日（月）
(4) 応募申請及び募集要項等に係る質問書の回答期限	令和8年 8月 10日（月）
(5) 参加表明書提出期限	令和8年 8月 17日（月）
(6) 参加資格審査結果通知	令和8年 9月 4日（金）
(7) 技術提案書提出期限	令和8年 10月 7日（水）
(8) プレゼンテーション及びヒアリング実施日	令和8年 11月中旬
(9) 審査結果通知	令和8年 12月上旬
(10) 契約締結日	令和9年 2月中旬
(11) 業務引継期間	令和9年 3月 1日（月） から 令和9年 3月 31日（水） まで
(12) 業務履行開始	令和9年 4月 1日（木）

13 募集要項等の交付期間及び交付方法

本業務のプロポーザルに参加するために必要な書類については、次のとおり交付する。

- (1) 交付書類
 - ア 衛生センター運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項
 - イ 衛生センター運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル発注仕様書
 - ウ 衛生センター運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル参加表明書様式集
 - エ 衛生センター運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル技術提案書様式集
 - オ 衛生センター運転管理業務共同企業体協定書（見本）
- (2) 交付期間 令和8年7月14日（火） から令和8年8月17日（月） まで
- (3) 交付方法 本組合ホームページ（[http:// hokusatukouiki. jp/](http://hokusatukouiki.jp/)） からダウンロード

14 参加表明書等の提出手続き

本募集要項等に基づき、参加表明書等（本項第3号の提出書類をいう。以下同じ）については次により提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年8月17日（月）午後5時まで
※ 受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所及び方法
 - ア 「4 事務局」に同じ
 - イ 持参又は郵送（簡易書留に限る。）
持参する場合には、提出する日の前日（前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）の午後5時までに「4 事務局」へ持参すること。
なお、郵送の場合は提出期限内に「4 事務局」へ必着のこと。

ウ 「4 事務局」にて提出書類の受領確認後、参加表明書受領書を交付する。

(3) 提出書類

参加表明書様式集より、次のアからオの書類については、正本を1部、写しを6部、カからクについては正本1部提出すること。また、提出書類をPDFにして保存した電子媒体（USBメモリ）を1部提出すること。

ア 参加表明書【様式1】

イ 応募者の状況 応募企業用【様式2-1】【様式2-3】【様式2-4】

応募共同企業体用【様式2-2】【様式2-3】【様式2-4】

ウ 応募者の業務実績【様式3】

エ 配置予定従事者【様式4】【様式5】【様式6】

オ その他、各様式に付帯する添付書類

カ 誓約書 【様式7】（本募集要項第24項第1号に該当する場合）

【様式7 別紙】（複数用）

キ 委託業務共同企業体協定書（応募共同企業体による場合）

ク 登記簿謄本の原本又は写し（発行日から3か月以内のもの）

（応募共同企業体による場合は、全ての構成員分を提出すること。）

(4) 参加表明書等の作成及び提出上の注意事項

ア 上記(3)による参加表明書等を提出した者は、本募集要項の記載内容に同意したものとみなすものとする。

イ 提出する書類は、上記(3)の様式（日本産業規格A4）により、片綴じ、横書き、片面印刷とする。
なお、綴じ方については、形式は定めないものとする。

ウ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

15 施設見学

(1) 施設見学の申込み

施設見학을希望する者は、交付書類の施設見学申込書【様式8-1】を提出すること。ただし、参加者は5人以内、見学時間は120分間以内とし、本組合の指示に従い行動すること。

なお、施設見学の際には、本プロポーザルに関する質問は一切受け付けない。

ア 受付期間 令和8年7月14日（火）から令和8年7月21日（火）午後5時まで

イ 提出方法 施設見学申込書【様式8-1】を電子メールにより、「4 事務局」のメールアドレスに添付ファイルとして提出すること。

なお、本組合は電子メールにより令和8年7月22日（水）までに見学日時（令和8年7月27日（月）から令和8年7月29日（水）までを予定）の通知を行うので、見学日時の通知が届かない場合は、「4 事務局」まで連絡すること。

(2) その他

ア 施設見学の際は、保護具（ヘルメット、防塵マスク等）を各自準備すること。

イ 資料閲覧については、行わないものとする。

16 参加資格審査

(1) 提出された参加表明書等により企業力及び業務管理体制等を評価し、技術提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリングの参加を要請する者を選定する。

(2) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、令和8年9月4日（金）を目途に、参加表明書等を提出した全ての応募企業（応募共同企業体については代表企業）の代表者に対し、郵送にて書面で通知するものとする。

なお、結果通知等は、原則郵送にて行うものとするが、期間的状況を考慮し、郵送と併せ、電子メールにて行うので、受領の際は、担当者によって確認し、受領した旨の返信を電子メールにて行うこと。

(3) 非選定理由

参加資格審査における非選定理由については、説明を求めることができるものとし、説明を求める場合は、通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面で提出するものとする。

なお、回答は速やかに郵送で行うものとする。

17 技術提案書の提出手続き

参加資格審査により選定された者を対象とした技術提案書の提出を求められた者は、次により提出すること。

(1) 提出期限 令和8年10月7日（水）午後5時まで

※ 受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所及び方法

ア 「4 事務局」に同じ

イ 持参又は郵送（簡易書留に限る。）

持参する場合には、提出する日の前日（前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）の午後5時までに「4 事務局」へ電話連絡すること。

なお、郵送の場合は提出期限内に「4 事務局」へ必着のこと。

ウ 事務局にて提出書類の受領確認後、技術提案書受領書を交付する。

(3) 提出書類

技術提案書様式集のうち、次のアからクの書類については、正本を1部、写しを6部提出し、ケ及びコについては、単年度分の額を記載した正本を1部、サについては写しを1部提出すること。また、提出書類アからクをPDFにして保存した電子媒体（USBメモリ）を1部提出すること。

ア 技術提案申請書【様式9】

イ 運転管理の方針【様式10】

ウ 運転管理体制【様式11】

エ 業務の実施方法【様式12】【様式13】【様式14】

オ 業務遂行における創意工夫【様式15】

カ リスク管理【様式 16】

キ ランニングコストの低減【様式 17】

ク 地元貢献策【様式 18】

ケ 見積書【様式 19－1】※ 単年度の見積額を記載すること。各年度の見積額は同額となる。

コ 見積内訳書【様式 19－2】※単年度の見積額を記載すること。各年度の見積額は同額となる。

サ 参加資格審査結果通知書の写し

(4) 技術提案書の作成要領

ア 提出する書類は、日本産業規格 A 4 版及び A 3 版により、片綴じ、横書き、片面印刷とする。

イ 技術提案書の体裁及び表現方法は自由形式とするが、文字は読みやすいように 10 ポイント以上の文字を使用すること。

なお、図表中の文字についてはこの限りではないが、読みやすいように配慮すること。

※ 応募者独自の様式は不可とする。

ウ 技術提案書については、企業が特定できる社名やロゴ等は記入しないこと。

エ 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図（着色、彩色可）は使用しても構わないものとする。

オ 見積書【様式 19－1】及び見積内訳書【様式 19－2】は封筒に入れ、封筒に業務名及び応募者名を記入し、封印・封かん（封の糊付け）し提出すること。

カ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

キ 提出後、技術提案書の再提出、差替え及び修正は一切認めない。

18 質問書の提出手続き等

応募申請及び募集要項等に質問がある場合は、次により質問書【様式 8－2】を提出すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 15 日（水）から令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メールにより「4 事務局」のメールアドレスへ添付ファイルとして提出すること。

なお、電子メール以外での質問には回答しない。

(3) 回答期限

令和 8 年 8 月 10 日（月）午後 5 時

随時回答するが、最終回答期限を示すものである。

(4) 回答方法

本組合ホームページ（[http:// hokusatukouiki. jp/](http://hokusatukouiki.jp/)）に掲載

19 審査の方法

提出された技術提案書等について、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングを行い評価し、参加資格審査及び価格の評価点を加算して、最優秀者及び次点者を選考する。

(1) 審査基準

ア 参加表明書（各評価点は、小数点第2位までとする。）

項 目		評価の着目点	配 点
企業力 (20 点)	し尿処理施設又は汚泥再生処理施設運転実績	運転実績に応じて評価する。 ※実績を満たさない場合は失格となる。	20
業務管理体制等 (50 点)	配置予定従事者の経歴	総括責任者の取得資格に応じて評価する。 (発注仕様書第 11 条に定める資格のとおり。)	10
		総括責任者の実績に応じて評価する。 ※実績を満たさない場合は失格となる。	15
		技術責任者の取得資格に応じて評価する。 (発注仕様書第 11 条に定める資格のとおり。)	10
		技術責任者の実績に応じて評価評価する。 ※実績を満たさない場合は失格となる。	15
小計①			70

イ 技術提案書（各評価点は、小数点第2位までとする。）

項 目			評価の着目点	配 点
技術提案書 (110 点)	運転管理の方針		業務遂行にあたっての基本的な考え方や課題の整理方法における適格性を評価する。	10
	運転管理体制		本業務委託に係る人員配置を総合的に評価する。	15
	業務 の 実 施 方 法	運転管理業務	技術提案書について、適格性（発注仕様書との整合性が取れているか等）、信頼性（施設の安全性や機能の安定性）、実現性（具体的かつ妥当性な提案であるか等）、を考慮して項目ごとに総合的に評価する。	10
		維持管理業務		10
		労務管理		10
	業務遂行における創意工夫		業務を実施するうえでの創意工夫や提案事項における独創性を評価する。	10
	リスク管理		業務を実施するうえでのリスク管理に係る考え方、対応を評価する。	15
	ランニングコストの低減		ランニングコストの低減につながる、維持管理について評価する。	15
	地元貢献策		地元雇用、地域貢献等についての考え方を評価する。	15
小計②				110

ウ 価格評価点（価格評価点は、小数点第2位までとする。）

項 目	算出方法	配 点
価格評価 (20 点)	20 点－{(見積価格－最低見積価格) / 基準価格} ※委託料上限額を上回る場合は失格とする。 ※価格は全て消費税及び地方消費税額を含む。 ※基準価格は委託料上限額の 1 %とする。	20
小計③		20
合計 (①+②+③)		200

(2) プレゼンテーション及びヒアリング実施日

令和8年11月中旬を予定

(3) 出席者

プレゼンテーションの参加者は5名以内とし、配置予定の総括責任者、技術責任者は必ず出席すること。

なお、代理者の出席は、原則として認めない。

(4) プレゼンテーション等

ア 技術提案書の説明（20分以内 準備及び自己紹介に要する時間は含まない。）

プレゼンテーションに際しては、提出した技術提案書（審査委員会の委員の技術提案書は、あらかじめ事務局にて配布する。）の内容についてパワーポイントで説明を行うものとする。プロジェクター、スクリーン及び延長コードは本組合が準備する。

なお、プレゼンテーションは、時間になったら途中でも打ち切るものとする。

イ ヒアリング（30分程度）

プレゼンテーション終了後、技術提案書等について、審査委員会の委員から質問を行う。

なお、質問内容によってはヒアリング時間を延長する場合がある。

ウ その他

プレゼンテーションにおいては、制限時間を知らせるために、タイムカウンターを設置する。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、企業名は〇社（アルファベット表記）として表記するので、応募者名が分かるような発言及び表現等を行った場合は失格とする場合がある。

イ プレゼンテーションにおいて、あらかじめ提出した技術提案書以外の資料及び模型等は使用しないものとする。

ウ 会場、日時、実施方法の詳細については、参加資格審査により選定された者に対し、本組合から参加資格審査結果と併せて通知する。

(6) 結果の公表・通知

本プロポーザル審査の結果は、本組合ホームページで公表するほか、技術提案書を提出した全ての応募企業（応募共同企業体については代表企業）の代表者に対し、郵送にて書面で通知するものとする。

なお、審査結果及び通知等は、原則郵送にて行うものとするが、期間的状况を考慮し、郵送と併せ、電子メールにて行うので、受領の際は、担当者によって確認し、受領した旨の返信を電子メールにて行なうこと。

結果の公表・通知は、令和8年12月上旬を予定する。

(7) 非選定理由

非選定の理由については、説明を求めることができるものとし、説明を求める場合は、通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面で提出するものとする。

なお、回答は速やかに郵送で行うものとする。

20 費用の負担

参加表明書等及び技術提案書（以下、「提出書類等」という。）の作成に係る費用はプロポーザル参加者の負担とし、参加報酬等は支払わない。

21 契約の締結

本プロポーザルにおいて、最優秀者として選定された者を相手方として、契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者として選定された者が指名停止等により資格を失ったとき、又は協議が整わなかったときは、次点者を相手方として契約交渉を行う。

22 業務の引継ぎ

本業務を円滑に行うために、引継期間内（令和9年3月1日から令和9年3月31日まで）に現受注者から引継ぎを受けること。

なお、引継ぎ及び運転教育に係る費用は、受注者の負担とする。

23 保険等について

- (1) 本組合は、災害等に備えて、本組合施設の災害等による損害を担保する目的で、次の保険に加入している。
 - ・ 公益社団法人 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済
- (2) 受注者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本組合は受注者に対して損害賠償請求権を有する。
- (3) 受注者は、本業務履行開始までに第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

24 その他

- (1) 本業務に従事する者は、すべて阿久根市・出水市・長島町に居住する者を配置すること。ただし、本業務開始日（令和9年4月1日）までに居住できる者も認めるものとし、その場合は、参加表明書提出時に、その旨の誓約書【様式7】又は【様式7 別紙】（複数用）を提出すること。
- (2) 提出書類等の取扱い
 - ア 提出書類等は返却しない。
 - イ 提出書類等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲において複製することがある。
 - ウ 提出書類等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しない。
 - エ 提出書類等は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
 - オ 提出後の提出書類等の再提出及び差替えは一切認めない。
- (3) 結果についての異議申立ては受け付けない。
- (4) 電子メール等の通信事故については、本組合はいかなる責任も負わない。
- (5) 本募集要項に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、北薩広域行政事務組合財務規則（昭和58年北薩広域行政事務組合規則第17号）第2条により準用する出水市契約規則（平成18年出水市規則第49号）、その他関係法令の定めるところによる。

(委託料の見直し)

- 1 委託者及び受託者は、社会経済状況の変化に応じて直接人件費及び間接人件費の見直しを実施するものとする。
- 2 本業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を次に示す。

(1) 物価変動等の指標

改定の対象となる費用	採用する指標
・直接人件費	毎月勤労統計調査 賃金指数 (厚生労働省大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課) 「時系列第1表 賃金指数／事業所規模5人以上 ／調査産業計／所定内給与」
・間接人件費	

- 3 本業務に係る対価の支払額については、年1回改定のための確認を行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記第4項(1)に示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、受注者は変動の有無にかかわらず、発注者へ書面により毎年報告を行うものとする。

毎年、8月31日時点で公表されている指標（前年6月から当年5月までの平均値）に基づき、9月15日までに見直しを行い、翌年度の本業務の直接人件費及び間接人件費を確定する。改定された本業務の直接人件費及び間接人件費は、翌年4月の支払から反映させる。

初回の改定は、令和9年8月31日時点で公表されている指標（前年6月から当年5月までの平均値）に基づき、令和9年9月15日までに見直しを行い、令和10年度の本業務の直接人件費及び間接人件費を確定する（比較対象は指標の令和8年6月から令和9年5月までの平均値）。改定された本業務の直接人件費及び間接人件費は、令和9年4月の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額はこの契約に定めた額となる。

- 4 本業務に係る直接人件費及び間接人件費の支払額について、算出方法を次に示す。

(1) 直接人件費及び間接人件費の算定式

本業務に係る対価のうち直接人件費及び間接人件費については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の直接人件費（税抜）及び間接人件費（税抜）

X：前回改定後の直接人件費及び間接人件費

（税抜、第1回目の改定が行われるまではこの契約に示された直接人件費及び間接人件費）

$$\alpha : \text{改定割合} \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「第2項(1) 物価変動等の指標及」に示す直接人件費及び間接人件費に対応する指数に準ずる。

注2) 改定が行われるまでは、契約締結年度における直接人件費及び間接人件費に対応する指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

(2) 消費税及び地方消費税の改正による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、発注者の受注者への支払にかかる消費税及び地

方消費税については、発注者が改定内容にあわせて負担する。

(3) その他例外的な見直しについて

直接人件費及び間接人件費の算定式による見直し方法が適当でないと発注者が認めた費用については、発注者と受注者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。